

平成28年第2回定例会（12月議会） 産業観光分科会・委員会 提出資料

平成28年12月5日
産業労働部

【補正予算関連】

公 営 企 業 課 平成28年度秋田県公営企業会計の
補正予算について …… 1

【議案関連】

公 営 企 業 課 企業職員の給与の種類および基準を定める
条例の一部を改正する条例案について …… 2

【所管事項関連】

産 業 政 策 課 県内経済雇用情勢について【当日配布】

平成28年度 秋田県公営企業会計の補正予算について

公 営 企 業 課

人件費について、給与改定及び実績見込みにより、電気事業会計で25,493千円増額し、工業用水道事業会計で4,064千円減額する。

1 電気事業会計

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出	(単位：千円)				
款	項	目	補 正 予 定 額	備	考
1 事 業 費			25,493		
	1 営 業 費 用		25,493		
		1 水 力 発 電 費	23,812	人件費の補正 給 料 6,395 手 当 13,661 法定福利費 3,756	
		2 送 電 費	300	人件費の補正 給 料 △ 266 手 当 432 法定福利費 134	
		3 一 般 管 理 費	3,960	人件費の補正 給 料 1,484 手 当 729 法定福利費 1,747	
		4 萩形発電所費	△ 2,579	人件費の補正 給 料 △ 1,559 手 当 △ 532 法定福利費 △ 488	

補正後収支差

(単位：千円)

	482,349	
--	---------	--

2 工業用水道事業会計

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出	(単位：千円)				
款	項	目	補 正 予 定 額	備	考
1 事 業 費			△ 4,064		
	1 営 業 費 用		△ 4,064		
		1 維 持 管 理 費	△ 2,692	人件費の補正 給 料 △ 837 手 当 △ 1,222 法定福利費 △ 633	
		2 一 般 管 理 費	△ 1,372	人件費の補正 給 料 △ 866 手 当 △ 251 法定福利費 △ 255	

補正後収支差

(単位：千円)

	287,936	
--	---------	--

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案について

公 営 企 業 課

1 改正理由

民間における賃金の支給状況に鑑み、企業職員について扶養手当の支給対象者の範囲を改定する必要がある。

2 改正内容

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る扶養手当以外の扶養手当は、その職務の級が一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級に相当するものとして知事が定める職員に対しては支給しないこととする。
(第3条関係)
- (2) その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	新	旧
(扶養手当)		
第三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の九級に相当するものとして知事が定める職員に対しては、支給しない。		
2 前項本文の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。		
一 略		
二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ		
三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る孫		
四 五六 略		
(単身赴任手当)		
第四条の二 略		
2 一般職の職員の給与に関する条例		
の適用職員であつた者その他知事が定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他 の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と 別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から 当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離 等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められ		
(扶養手当)		
第三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。		
2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。		
一 略		
二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ る子及び孫		
三 五六 略		
(単身赴任手当)		
第四条の二 略		
2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他知事が定める者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他 の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と 別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から 当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離 等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められ		

るものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、同項の規定に準じて、
単身赴任手当を支給する。

ものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、同項の規定に準じて、
単身赴任手当を支給する。